

様式第3号（第8条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和6年5月20日

福島県県北建設事務所長 吉田 伸明

工 事 番 号	第 24-41310-0063 号
工 事 名	河川（補助）工事（護岸）
質 問 事 項	
<p>1 埋設物確認による試験掘調査が必要になった際は、協議対象となるでしょうか。</p> <p>2 立木の伐採、除根、運搬、処分については、協議対象となるでしょうか。</p> <p>3 日東紡様からの排水が常時出ているので、右岸側施工時は排水ポンプ作業時排水を常時排水として変更協議は可能でしょうか。</p> <p>4 使用する生コンクリート(18-8-40-60%高炉)ですが、中通り全ての生コン会社において 18-8-40高炉では水セメント比 60%以下を満足する事が出来ない為、呼び強度を 21 に上げた生コンに協議可能でしょうか。</p> <p>5 大型ブロック、パラペット小口止施工時の間詰め処理を行う際、川側での作業になる為、足場が必要な場合は協議可能でしょうか。</p> <p>6 樋管本体工(函渠)について、現場打ちの鉄筋コンクリートを二次製品使用への協議は可能でしょうか。</p> <p>7 架空線の移設や防護が必要となった際は、協議可能でしょうか。</p>	
回 答 事 項	
<p>1 埋設物確認のため試験掘調査が必要となる場合には、福島県工事請負契約約款第18条（条件変更等）に基づき協議の対象とします。</p> <p>2 バックホウ等による雑木や小さな樹木の伐開と除根については共通仮設費の準備費に含まれておりますが、樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採、運搬、処分が必要となる場合には、福島県工事請負契約約款第18条（条件変更等）に基づき協議の対象とします。</p> <p>3 現場条件により常時排水が必要となる場合には、福島県工事請負契約約款第18条（条件変更等）に基づき協議の対象とします。</p> <p>4 コンクリートプラント状況により、使用したい生コンクリートが規格に合致しない場合には、福島県工事請負契約約款第18条（条件変更等）に基づき協議の対象とします。</p> <p>5 現場条件により足場が必要となる場合には、福島県工事請負契約約款第18条（条件変更等）に基づき協議の対象とします。</p> <p>6 現場条件により二次製品での施工が必要となる場合には、福島県工事請負契約約款第18条（条件変更等）に基づき協議の対象とします。</p>	

7 架空線の移設は発生しない予定ですが、現場条件により移設・防護が必要となる場合には、福島県工事請負契約約款第18条（条件変更等）に基づき協議の対象とします。